

第58号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興推進課

住宅再建相談会開催のお知らせ

震災で被災された方を対象とした、住宅再建に係る支援制度や住宅ローンについての説明会及び個別相談会を下記により開催します。個別相談会では町職員のほか、住宅金融支援機構、住まいの復興給付金事務局などの専門家が相談に応じます。予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

開催日		時間	場所
平成29年3月5日(日)	午前の部	10:00～12:30	中央コミュニティセンター 2階集会室
	午後の部	14:00～16:00	

【お問い合わせ先】 町建築住宅課 建築住宅係 ☎0193-82-3111 (内線346)

大沢地区高台住宅団地への移転申込み（再募集）について

町では、漁業集落防災機能強化事業により大沢地区に整備した住宅団地の再募集を行います。

今回の申込みは、前回募集時の対象世帯に加え、被災の有無にかかわらず現在大沢地区に居住している世帯も対象となります。また、連続する2区画を1区画として分譲することも可能となっております。

申込書類、空き区画の詳細及び申込要領については、役場2階建設課に用意しておりますので、申込みの際は建設課までご来庁いただきますようお願いいたします。

申込期間	平成29年3月1日(水)～平成29年3月15日(水)まで(土日除く) ※受付午前9時～午後5時まで			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時に大沢地区に居住していて、家屋に半壊以上の被害を受けた世帯 ※災害公営住宅入居希望登録をされている方や入居が決定している方は除きます。 ・被災の有無にかかわらず現在大沢地区に居住している世帯 			
申込要件	土地を引き渡してから3年以内に、取得した土地に住居を建築し居住すること。 ※その他詳細な条件については、下記までお問い合わせください			
空き区画数		50坪	70坪	100坪
	大沢第1団地(参考価格:62,370～69,960円/坪)	6区画	2区画	—
	大沢第2団地(参考価格:64,350～65,967円/坪)	2区画	—	—
	浜川目団地(参考価格:32,670～33,990円/坪)	—	1区画	1区画
	袴田団地(参考価格:61,050円/坪)	1区画	—	—
備考	同じ区画に複数の申込みがあった場合は、被災された方を優先した上で抽選とさせていただきます(抽選については対象者へ後日ご連絡します)。			
お問い合わせ	町建設課 都市整備第1チーム ☎0193-82-3111 (内線237)			

町営災害公営住宅「跡浜団地」の入居者随時募集について

●「跡浜団地」募集概要

募集住戸	2DK〔平屋建て〕	2DK〔平屋建て・車いす〕	3DK〔2階建て〕
戸数	1戸	3戸	4戸
入居時期	手続きが完了次第、入居できます。		

※ペットの飼育はできません。

※車いすタイプの住戸は、車いすを使用する方がいない世帯も申込みすることができます。

●申込資格

次の1から7の全てに該当する方が入居申込者（名義人）になることができます。

その他の方は申込みをすることができません。

1. 以下のいずれかを満たす者 ①震災時に居住していた山田町内の住宅が滅失した者 （全壊・全焼・全流出し住宅が現存していない者又は、大規模半壊・半壊等で解体を余儀なくされた者）。 ②震災により、居住していた山田町内の賃貸住宅等が損壊し、それを契機として自己都合によらず退去せざるを得なくなった低所得の者（自己都合によらず退去したことを証明できる書類の提出を求めます）。 ※震災時の居住地が山田町以外の場合、申し込みできません。県営災害公営住宅にのみ申し込みできます。 ※り災証明書や住宅を失ったことを証明する書類の提出を求めます。	4. 暴力団員及び暴力団関係者が申込世帯にいないこと。 ※入居資格審査の際に警察等に照会します。
2. 応急仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）等の仮住まいに居住しており、現に住宅に困窮していることが明らかであること。 ※住宅を新築した場合、被災住宅を修繕して住んでいる場合、みなし仮設住宅扱いではないアパート・借家等に住んでいる場合等、安定した住居を確保されている場合は申し込みできません。 ※応急仮設住宅等の契約書の写しの提出を求めます。	5. 山田町の住宅再建に係る補助金（▶山田町住宅自力再建支援事業、▶山田町被災者住宅再建支援事業（追加分）、▶山田町復興住宅融資利子補給事業、▶山田町生活再建住宅支援事業、▶山田町被災者再建住居移転事業）のいずれか又は全部）を交付されていない者。 ※入居資格審査の際に所管課に照会します。
3. 居住できる家を所有していないこと。	6. 町営住宅の家賃債務が無い者。 7. 織笠地区防災集団移転促進事業の移転促進区域内に震災時に居住していた者。 ※織笠地区の災害危険区域内に震災時に居住しており、従前地への住宅の建設が規制されている者。 ※身体、精神の障がい等のために常時介護等が必要だと認められる方のみ入居は原則としてできません。 ※入居の際は、岩手県内に居住している、入居者と同程度以上の収入がある連帯保証人が1名必要です。どうしても連帯保証人を見つけることが困難な場合は、事前にご相談ください。

●募集期間及び申込方法

平成29年3月6日（月）より随時受付を行います（募集住戸がなくなり次第終了）。

募集案内をよくお読みになり、入居申込書及び必要書類を、町建築住宅課へ直接お持ちいただくか、郵送にて提出してください

募集案内は、町建築住宅課、豊間根支所及び船越支所で平成29年3月6日から配布します。

※受付時間は9：00から17：00まで（土日祝日を除く）

【お問い合わせ先】 町建築住宅課 建築住宅係 ☎0193-82-3111（内線343、341）